

対象者の基準チェック表 (団体等)

(下記の事項を守ることができるか確認してチェックしてください)

チェック	基準チェック事項
	<p>1 団体等の所在地は府内に在し、その代表者は府内に在住する成人です。 または、団体の場合は、次の各号全てに該当します。</p> <p>(1) 団体の活動拠点（連絡窓口・支部等）及び動物の飼養場所が府内にあること。 (2) その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること。 (3) その活動拠点の責任者は、実施者が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。</p>
	<p>2 多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないように、動物を適正に一時飼養できます。</p>
	<p>3 動物の愛護及び管理に関する法律等譲渡に係る法令を遵守します。 また、犬を飼養する場合は、狂犬病予防法を遵守します。</p>
	<p>4 団体の場合は規約、役員名簿、活動計画及び報告書、一時飼養会員名簿及び当該飼養場所の図面等を提出できます。</p>
	<p>5 個人で活動している場合は、活動計画及び報告書、動物の一時飼養場所の見取り図等を提出できます。</p>
	<p>6 6か月毎に実施者へ飼養状況報告書（様式第7号）を提出します。</p>
	<p>7 大阪府及び大阪市共通の収容動物譲渡要領に定める基準を満たす個人にのみ譲渡を行います。また譲渡した場合は、速やかに実施者へ譲渡報告書（様式第6号）を提出できます。</p>
	<p>8 営利又はこれに類する目的ではありません。</p>
	<p>9 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、実施者が実施する講習会（しつけ方教室）を受講できます。</p>
	<p>10 不妊・去勢手術等動物の確実な繁殖制限措置がとれます。</p>
	<p>11 大阪府並びに大阪市から犬・猫を譲り受けている譲渡対象団体であることを名刺やホームページ等で広報しません。</p>
	<p>12 譲渡申込み及び誓約書（様式第3号の3）の内容を理解し遵守できます。 （必ず事前に確認してください。）</p>
	<p>13 実施者から知り得た対象動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しません。</p>
	<p>14 実施者の指導に従い、調査や事業等に協力できます。</p>
	<p>15 次の条件を満たすことができます</p> <p>(1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること (2) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、実施者が行う事業に相反する行動をとらないこと (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと (4) その他、実施者との信頼関係を維持できないと認められる行為がないこと</p>

注意) 上記要件を満たせなくなった場合は、実施者はその団体等を対象者としなくなる。